○金融庁告示第二号

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるもの及び情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長官が定めるものを次のように定め、平成二十八年三月一日から適用する。

平成二十八年二月三日

金融庁長官 森 信親

- 第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「府令」という。)第三百二十八条に規 定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類 とする。
 - 一 府令第百七十九条第二項に規定する自己資本規制比率の届出
 - 二 府令第百八十二条第一項又は第二百四十六条の三第一項に規定する事業報告書
 - 三 府令第百八十八条第二号に掲げる業務又は財産の状況に関する報告書
 - 四 府令第二百三十六条第一項及び第二百四十四条第一項に規定する適格機関投資家等特例業務に関する届出書並びに第二百三十九条第一項及び第二百四十四条の二に規定する適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出書
 - 五 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十二号)附則第三条 第一項に規定する書面
- 第二条 府令第三百二十八条に規定する情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長 官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - 一 前条第一号から第三号までに掲げる書類 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法
 - 二 前条第四号及び第五号に掲げる書類 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクに提出を行う書類に記載すべきこととされている事項を記録したものを特例業務届出管轄財務局長等(府令第二百三十六条第一項に規定する特例業務届出管轄財務局長等をいう。)に提出する方法